

幼児教育・保育の 無償化が始まります。

無償化となるのは・・・

満3歳から5歳児クラスまでの子どもの、**保育料が無料**となります。

※ 無償化の実施に伴い、新たに書類の記入等の手続きを行う必要はありません。

- 実費徴収されている費用（通園送迎費、施設管理費、給食費、行事費等）は、無償化の対象外となり、保護者負担となります。
- 年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降(※)の子どもを対象に、副食費（おかず等）の徴収免除が開始されます。
※小3までの子どもから順に第1子、第2子と数えて、第3子以降の子どもが対象。
- 認定こども園において、満3歳の誕生日から1号認定を受けて無償化の対象となった場合は、**原則、3歳児クラスから2号認定に変更することは出来ません。**
保育の必要性が新たに生じた場合は、下記施設等利用給付申請を提出してください。

条件を満たせば 預かり保育料も無償化の対象

保育の必要性のある3歳児（満3歳児は市民税非課税世帯が対象）から5歳児クラスまでの子どもの預かり保育利用料が月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）まで無償となります。利用日数に応じて上限額は変動します（1日あたりの上限額450円）

- 保育の必要性：両親に月64時間以上の就労や、疾病、介護などの理由があること。
- 預かり保育料は一旦園に利用料を支払い、申請後利用料を受け取る償還払いです。
- 保育の必要性以外の目的で預かり保育を利用した場合は、無償化の対象外となります。



書類提出のお願い

【預かり保育の無償化を希望する保護者様】

このチラシと一緒に配布された「施設等利用給付申請書」を記入し、「就労報告書兼証明書」を添付して幼稚園に提出してください。